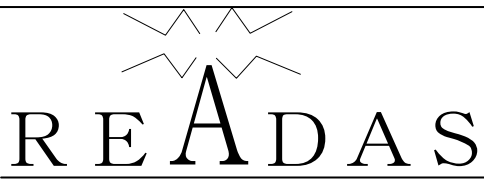


第 4826 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 10月 3日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 不動産所得者にお尋ね

Q：不動産所得者にお尋ねが送付されると聞きました。どのようになっているのですか？

A：東京国税局管内で行われています。

【解説】

国税庁では、税務コンプライアンス確保するための具体的な取組みの一つとして、「書面でのお尋ねなどによる申告についての自主的な見直しの呼びかけなど、実地調査以外の多様な手法を用いて、自発的な適正申告を促す取組みを充実させる」としています。

そこで東京国税局では、これを受けて不動産所得者を対象に「お尋ね」を送付して、申告書の誤りを自主的に見直してもらい、誤りがあれば修正申告を提出してもらおう取組みをはじめました。

お尋ねには、①収入の内訳、②租税公課の内訳、③修繕費の内訳、④借入金利子の内訳、⑤その他の経費の内訳、⑥雑費の内訳、⑦減価償却費の内訳があらかじめリストアップされており、その中から、税務当局が指定した項目について「お尋ねに対する回答」欄にその内訳を書いて、税務署に提出するという流れになります。

この取組みは、平成25年7月から行われています。

